

「不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える会」申し合わせ

1. 名称

「不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える会」

7. 事務局所在地

東京都大田区羽田3丁目3-15 デラモタワー202
に置く。(2020年9月26日移設)

2. 目的

日本航空による不当解雇撤回をめざして裁判で
たたかう原告団の闘争財政の支援を目的とする。

8. 申し合わせの改定

この会の申し合わせの改定は、運営委員会にお
いて行う。

3. 構成

この会は「呼び掛け」に賛同し、次項の会費を
納入する個人及び団体で構成する。

9. 振替払込書を使用しない場合

必要事項を入会申込書に記入の上、郵送又はFAX・
Eメールにて事務局に送付して下さい。

※ FAX 03-6423-7430

※メール info@sasaerukai.com

4. 会費

1) この会の会費は次の通りとする。

個人会員—1口 年額3,000円(月250円)

団体会員—1口 年額3,000円

2) 会費の振込先:

ゆうちょ銀行= 記号: 00190-1 口座番号: 566599

他の金融機関から振込む場合=

銀行名: ゆうちょ銀行

店名: ゼロイチキュー

口座名: JAL 闘争を支える会

口座種目: 当座 口座番号: 0566599

※注意: 振込手数料のご負担をお願いします。

【代表世話人】

浅倉 む つ 子 (早稲田大学名誉教授)

宮 里 邦 雄 (日本労働弁護団元会長)

脇 田 茂 (龍谷大学名誉教授)

(50音順)

5. 運営

1) 会の代表として若干名の世話人を置く

2) 会の運営は運営委員会が行う。運営委員会は
代表世話人、及び加盟団体・個人から選出する
若干名の運営委員で構成する。

3) 会の日常業務を行うため、運営委員会の下に
事務局をおく。

4) 会には、財政を管理・監査する会計監査を若
干名おく。監査は運営委員会が指名する。会計
監査は会の財政について毎年1回以上運営委員
会に報告する。

6. 会報の発行

支える会や原告団と会員との結び付きを強め、
不当解雇撤回をめざし、団結と交流を深めるため
に会報を発行する。